

広島県告示第八百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
広島県広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷、同市安佐北区可部町南原、同市安佐北区三入六丁目及び同市安佐北区可部町大字上町屋地内				
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
南原（二九一―四）	急傾斜地の崩壊	南原（二九一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三入六丁目（二九七―一）	急傾斜地の崩壊	三入六丁目（二九七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三入六丁目（二九七―二）	急傾斜地の崩壊	三入六丁目（二九七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三入六丁目（二九七―三）	急傾斜地の崩壊	三入六丁目（二九七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三入六丁目（二九七―四）	急傾斜地の崩壊	三入六丁目（二九七―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。